

応急手当普及員講習の開催について

●応急手当普及員とは

応急手当普及員とは、主として自身が所属する事業所や防災組織等において、その従業員・構成員に対し、応急手当（心肺蘇生法やAEDの取り扱い方法など）の指導を行う者として、秩父消防本部消防長が認定した者をいいます。

応急手当普及員講習を受講し試験に合格すると、応急手当普及員として認定され、救命講習を含む応急手当講習を開催し、指導することができます。

なお、応急手当普及員資格の有効期限は、3年です。資格の継続を希望する場合は、取得3年後までに再講習の受講が必要となります。

●【令和8年度】講習日程等は下記のとおりです

- 1 開催日時 令和9年1月26日(火)・27日(水)・28日(木)
午前9時～午後5時
※3日間の受講が必須となります。
- 2 開催場所 秩父消防本部 4階講堂
- 3 対象者 応急手当普及員は、秩父郡市内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に居住又は勤務し、かつ普及母体が秩父郡市内にある方であれば、どなたでも受講できます。
- 4 受講料 無料
※ただし、応急手当普及員講習テキスト代（税込6,400円）が別途必要となります。テキストは、秩父消防本部で希望者分を一括購入しますので、希望者は申込時に現金を添えてお申し出ください。
- 5 講習内容 (1) 救命に必要な応急手当（心肺蘇生法・AEDの取り扱い・気道異物除去法・止血法）の基礎実技及び指導技法
(2) その他の応急手当（傷病者管理法・外傷の手当要領・搬送法）の基礎実技及び指導技法
(3) 基礎医学（解剖・生理学・感染防止）・資器材の取り扱い要領及び指導技法
(4) 心肺蘇生法に関する筆記及び実技試験
- 6 定 員 先着10名（定員に達し次第、受付を締め切ります。）
- 7 受付期間 令和8年11月16日(月)～27日(金)
- 8 申込方法 あらかじめ、電話で受付状況の確認をお願いいたします。その後、応急手当普及員講習受講申請書（様式第11号）をメールまたはFAXで提出してください。応急手当普及員講習受講申請書は、下記QRコードを読み取り、秩父消防本部ホームページからダウンロードしてください。
- 9 問い合わせ ご不明な点等ございましたら、下記へご連絡をお願いいたします。
秩父消防署管理指導課
〒368-0021 秩父市下宮地町10番25号
☎ 21・0123
FAX 21・0126
✉ syouboukanrisidou@union.chichibukouiki.lg.jp
- 10 その他 当日は動きやすい服装で受講してください。
筆記用具と昼食の準備をお願いします。なお、昼食時(正午～午後1時)の外出は可能です。



野外焼却について

野外焼却(野焼き)は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で、農業および林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却等の例外を除き禁止されています。近隣住民の迷惑になるだけでなく、健康被害につながる場合もあります。また、状況によっては5年以下の拘禁刑もしくは1千万円以下の罰金、またはこの両方が科されます。

やむを得ず焼却する場合には【火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書】を事前に消防署へ提出してください。(焼却を許可するものではありません。)

家庭からのごみは、きちんと分別し、それぞれの収集日に出してください。ごみが多量の場合は直接、秩父クリーンセンター・秩父環境衛生センターにお持ちください。事業所からのごみは、一般廃棄物と産業廃棄物に分け、それぞれ適正に処分してください。